

逗子市地域活動センター指定管理者の選定基準

逗子市地域活動センターの指定管理者の選定に関する基準は、次のとおりとし、本基準に基づき公正、公平に総合的な判断を行うものとする。

審査基準

(1) 申請団体の理念・運営方針

- ・ 申請団体がセンターの設置の目的「市民が自主的に活動する拠点としてのセンター」に合致した、センターの管理運営にふさわしい理念・運営方針を持っているか。
- ・ 管理を行う者が申請団体の理念・運営方針を十分に理解しているか。

(2) センターの管理体制

- ・ 管理責任者及び管理体制は明確になっているか。
- ・ 地域に密着したセンターの管理に適した者が配置されているか。
- ・ 指定期間中安定した管理体制を提供できる基盤が構築されているか。

(3) 効率的なセンター運営について

- ・ 管理経費削減のための効率的な工夫を行っているか。
- ・ センターの設置及び整備に関する背景を熟知し、地縁団体、自主防災組織をはじめ、地域と連携した運営が可能となっているか。
- ・ 今後、地域自治を推進していくための拠点及びふれあい活動の拠点となる施設を見据えた運営が可能となっているか。

(4) 利用者の利便性向上などについて

- ・ センターの利用者に向けた新たな仕組みを考えているか。
- ・ 十分なサービスが提供できる人員体制となっているか。
- ・ センター管理技術の向上のために必要な措置を講じているか。
- ・ 誰でも立ち寄る事ができるオープンスペースの活用についての取り組みを考えているか。

(5) 緊急時対応などについて

- ・ 災害・事故発生時の連絡体制及び対応が明確になっているか。
- ・ 事故防止に向けた取り組みを行っているか。

(6) センター利用者の要望の把握について

- ・ 利用者の意見・要望などを収集する工夫がなされているか。
- ・ 収集した利用者の意見要望などを運営に反映させる工夫がなされているか。

(7) 個人情報保護の措置について

- ・ 利用者の個人情報保護について、適正な措置を講じているか。
- ・ 管理を行う者が、個人情報の保護について十分に理解しているか。

評価基準

センターの指定管理者の実績がある申請者について

- ・ 現在、市から指定管理者の指定を受け、指定管理者の協定を結んでいる団体について、過去の状況から判断して、センターの目的を踏まえ指定管理者の業務を適正に行っているか。